

■定額郵便貯金等共通規定

1 規定の適用範囲

本規定は、次に掲げる貯金（次条及び第4条において「この貯金」といいます。）に共通して適用する事項を規定します。本規定が適用となる貯金は、当該各規定にその旨の表記をします。

- ① 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」といいます。）附則第5条第1項第2号の積立郵便貯金
- ② 整備法附則第5条第1項第3号の定額郵便貯金
- ③ 整備法附則第5条第1項第4号の定期郵便貯金
- ④ 整備法附則第5条第1項第5号の住宅積立郵便貯金
- ⑤ 整備法附則第5条第1項第6号の教育積立郵便貯金

2 証券等による預入

この貯金は、現金のほか、当機構所定の小切手、日本郵政公社が発行した郵便為替証書、株式会社ゆうちょ銀行の為替証書、日本郵政公社が発行した郵便振替の払出証書及び支払通知書並びに株式会社ゆうちょ銀行の振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は郵便局等（郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局をいいます。第7条第1項において同じとします。）においてその表示する金額により払渡しを受けることができる当機構所定の証券又は証書（以下この条において「証券等」といいます。）について、当機構所定の方法によりその表示する金額で預入できます。なお、証券等を受け入れたときは、受入日を預入日とします。

3 印鑑照合

通帳、貯金証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳若しくは貯金証書の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当機構、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び簡易局受託者は責任を負いません。

4 親族から権利を譲り受けたこと等による名義書換

この貯金に関する権利を親族から譲り受けた者又は遺言により譲り受けた者は、当機構所定の方法により速やかに名義書換の請求を行ってください。

5 相続等による名義書換

相続又は合併等により郵便貯金に関する預金者の権利を取得した者は、当機構所定の方法により速やかに名義書換の請求を行ってください。

6 通知等

当機構は、届出のあった氏名、住所にあてて送付書類を発送すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7 規定の改定

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を郵便局等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この規定は、平成19年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年9月30日から実施します。